

岩手県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人ニ桜会	一関市花泉町涌津字一ノ町76番地	寿光荘短期入所生活介護	一関市花泉町花泉字上館70番地3	一関市花泉町金沢字如来堂107番地	平成28年4月1日

2 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人ニ桜会	一関市花泉町涌津字一ノ町76番地	寿光荘短期入所生活介護	一関市花泉町花泉字上館70番地3	一関市花泉町金沢字如来堂107番地	平成28年4月1日